

令和6年4月採用

社会福祉法人狭山市社会福祉協議会 期間契約職員採用試験要項

1. 募集職種、採用予定人数

職 種	採用予定人数	職務の概要
相談援助 職員	1人	・ 成年後見センターに関する業務（成年後見制度利用促進に係る中核機関にて、市民や福祉関係者等からの相談、成年後見制度の利用促進のための広報活動、後見人支援、法人後見など） ・ 日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業の家計改善支援事業との連携 ・ その他、地域福祉に関する業務

2. 採用予定期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

※ うち試用期間として14日間（ただし、本会での雇用実績（派遣社員を含む）がある場合を除く）

3. 受験資格

次の①から④の要件を満たす者

- ① 令和6年4月1日現在で、65歳未満の者
- ② 普通自動車免許を有する者（AT車限定免許可）
- ③ 令和6年4月1日以降から勤務可能な者（勤務開始日相談可）
- ④ パソコンの簡単な操作（エクセル、ワード）ができる者

※相談援助業務の経験がある者または同程度の知識を有する者が望ましい。

※社会福祉士または精神保健福祉士があれば尚望ましい。

●ただし、次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

4. 試験日、試験会場、試験の方法

区分	試験日	試験会場
面接試験	応募状況により随時開催	狭山市社会福祉会館 (狭山市入間川2-4-13)

※駐車場に限りがあるため、電車、バス等を利用してください。

※試験会場は実際の勤務地とは異なります。

5. 合格者の発表

試験後1週間以内を予定

6. 受験手続

- 履歴書を持参するか、郵送してください。
- 郵送の場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。
郵送先 〒350-1306 埼玉県狭山市富士見1-1-11
地域福祉担当 高橋
- 受付締め切り 採用者が決定次第終了
- 受付時間 平日の午前8時30分～午後5時15分

7. 給与・勤務条件

項目	内容
(1) 勤務地	狭山市社会福祉協議会 狭山市駅東口事務所 狭山市富士見1-1-11 TEL 04-2956-7665
(2) 給与	・週5日勤務の場合：例 月給 203,513円（時間給 1,340円）
(3) 諸手当	・通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当
(4) 賞与	・本会の規程に基づく
(5) 勤務日数	・月曜日～金曜日（週5日勤務）

(6) 勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 午前8時30分～午後5時（実働7.5時間） ・ 休憩60分 ※ 残業有り（月10時間程度）
(7) 休日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎週土曜日・日曜日、祝日 ・ 12月29日～1月3日までの年末年始の期間
(8) 休暇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年次有給休暇 年20日（1年あたり） <li style="padding-left: 40px;">※ 4月1日採用の場合 ・ 特別休暇（慶弔等）、病気休暇は本会規程に基づき付与
(9) 社会保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険
(10) 福利厚生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狭山市勤労者福祉サービスセンターによる福利厚生制度に加入

お問い合わせ先

社会福祉法人狭山市社会福祉協議会 地域福祉担当 高橋

〒350-1306 埼玉県狭山市富士見1-1-11

TEL 04-2956-7665

FAX 04-2956-7668